

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令							
規制の名称	国内希少野生動植物種の追加及び削除							
規制の区分	新設、改正（ <b>拡充</b> 、 <b>緩和</b> ）、廃止							
担当部局	環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室							
評価実施時期	令和5（2023）年3月							
事前評価時の想定との比較	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。</p> <p>国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、指定を進めてきたところ。</p> <p>上述の実態調査等により野生動植物3種（<i>Eurynorhynchus pygmeus</i>（ヘラシギ）、<i>Circus spilonotus spilonotus</i>（チュウヒ）、<i>Emberiza aureola ornata</i>（シマアオジ））について、個体数や分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しない場合には、生息・生育環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があり、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加した。</p> <p>また、平成5年に国内希少野生動植物種に指定された <i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>（オオタカ）について、生息状況調査から個体数の増大が確認され、それ以降も個体の安定的な生息が継続されていることから、本種の生息状況は国内希少野生動植物種の指定要件に該当しなくなったものと認められるため、指定の解除を行った。</p> <p>令和5年3月時点で、社会経済情勢や科学技術については大きな変化は生じていない。当該規制の改正時には想定されていなかった状況の変化・影響はなく、国内希少野生動植物種の指定及び解除の必要性は引き続き認められる。</p>							
費用及び間接的な影響の把握	遵守費用	費用の要素						
		【規制の新設・強化】						
		年度測定指標	H29	H30	R1	R2	R3	合計
		新たに発生した許可申請等件数（件）	28	27	28	63	36	182
		申請等手続に要	492	486	514	1,146	650	3,287

		<table border="1" data-bbox="491 152 1415 203"> <tr> <td>した費用（千円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="443 212 1415 432">1 申請当たり 1 人日を要するとして、国税庁「民間給与実態統計調査結果」における各年度の平均給与より 1 申請あたりの申請等手続に要する費用を算出し（各年度の平均給与÷240 日）、「申請等手続に要する費用×許可申請等件数（実数）」を当該年度の申請等手続に要した費用とした。なお、事前評価による遵守費用の推計は行っていない。</p> <p data-bbox="454 495 710 524">【規制の緩和・廃止】</p> <p data-bbox="454 539 1415 618">当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。また、当該規制緩和による遵守費用は発生していない。</p>	した費用（千円）																																																
した費用（千円）																																																			
行政費用		<p data-bbox="454 636 710 665">【規制の新設・強化】</p> <table border="1" data-bbox="491 674 1415 1055"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新たに発生した手続件数（件）</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>63</td> <td>36</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>審査手続に要した費用（千円）</td> <td>1,258</td> <td>1,213</td> <td>1,258</td> <td>2,830</td> <td>1,617</td> <td>8,175</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="443 1066 1415 1335">1 件当たりの審査に 2 人日を要するとして、総務省「令和 3 年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員 B の単価（5,390 千円）より 1 件あたりの審査手続に要する費用を算出し（2 人日約 44.9 千円（5,390 千円÷240 日×2 人））、「審査手続に要する費用×手続件数（実数）」を当該年度の申請等手続に要した費用とした。なお、事前評価による遵守費用の推計は行っていない。</p> <p data-bbox="454 1397 710 1426">【規制の緩和・廃止】</p> <table border="1" data-bbox="491 1435 1415 1626"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリング実施費用（千円）</td> <td>5,940</td> <td>5,940</td> <td>6,050</td> <td>6,050</td> <td>5,060</td> <td>29,040</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 1637 1415 1715">指定解除当初より 5 年間のモニタリングを見込んでいたため、推計と実績にかい離は生じなかった。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計	測定指標							新たに発生した手続件数（件）	28	27	28	63	36	182	審査手続に要した費用（千円）	1,258	1,213	1,258	2,830	1,617	8,175	年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計	測定指標							モニタリング実施費用（千円）	5,940	5,940	6,050	6,050	5,060	29,040
年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計																																													
測定指標																																																			
新たに発生した手続件数（件）	28	27	28	63	36	182																																													
審査手続に要した費用（千円）	1,258	1,213	1,258	2,830	1,617	8,175																																													
年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計																																													
測定指標																																																			
モニタリング実施費用（千円）	5,940	5,940	6,050	6,050	5,060	29,040																																													
副次的な影響及び波及的な影響の把握		<p data-bbox="869 1823 1013 1852">便益の要素</p> <p data-bbox="454 1865 710 1895">【規制の新設・強化】</p> <p data-bbox="443 1910 1415 2033">指定された 3 種は当該指定前から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）により捕獲が規制されており、副次的な影響は把握していない。</p>																																																	

	<p>また、指定により販売や販売目的の陳列又は広告が出来なくなったが、既存事業者も新規参入事業者も同様に捕獲等、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告ができなくなったことから、事業者間の競争に負の影響は及んでいない。</p> <p><b>【規制の緩和・廃止】</b></p> <p>指定を解除した1種については引き続き鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)により捕獲及び販売が規制されており、副次的な影響は把握していない。</p>
<p>考察</p>	<p><b>【規制の新設・強化】</b></p> <p>効果(便益)を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果(便益)である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は比較的少額と考えられるため、明らかに効果(便益)が費用より大きいと考えられ、当該規制を継続することが妥当である。</p> <p><b>【規制の緩和・廃止】</b></p> <p>当該規制の緩和に伴う生息状況モニタリングの結果、指定解除に起因する大きな変化はないと考えられた。</p> <p>当該規制緩和は科学的根拠に基づくものであり、指定解除による生息状況の悪影響は確認されなかったことから規制緩和を継続することが妥当である。</p>
<p>備考</p>	